

大字多賀区規約

(令和6年9月15日)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、多賀町多賀区に属する区民の福祉と文化的発展を促進して生活の向上を図り、住みよい生活環境を作るため、共同社会における責任を明確にすることを目的とする。

(事務所の位置)

第2条 多賀区の諸活動の中心となる事務所は、多賀福祉会館とし次の地番に定める。

- (1) 犬上郡多賀町大字多賀1438番地1

(区民)

第3条 多賀区（以下「当区」という。）は、大字多賀の住所地番を有する者の内、特別字費を納入した世帯（分割納入中の世帯も含む）で、毎月の区費を納入している世帯を構成する者（区費の免除者を含む。）またはその他定められた区域に居住する者及びそれら区域内の事業者の地縁に基づいて組織する。

(個人情報保護の取扱い)

第4条 当区が事業を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、法に準じて適正に運用するものとする。

(事業)

第5条 当区は第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 区民の生活環境の維持と改善に関わる渉外に関すること。
- (2) 区民の福利厚生に関すること。
- (3) 各種の催しを通じて区民相互の親睦を図り、世代を超えた交流の推進に関すること。
- (4) 当区の諸団体の育成と推進活動に関すること。
- (5) 当区の交通安全・防犯・防災・自主防災組織の設置及び活動に関すること。
- (6) 行政情報の活用及び行政関係機関との渉外に関すること。
- (7) 各小字との情報交換、他の区との交流に関すること。
- (8) その他区民の利益を守り、目的達成に必要なこと。

(権利と義務)

第6条 区民は、次に定める平等の権利と義務を有し、その権利と義務を自覚して、目的達成に努めなければならない。

- (1) 規約及び諸規則に従って当区の諸問題に関与する権利
- (2) 各役員を選出、解任またはこれに就任する権利
- (3) 区の保存する文章、諸資料の閲覧の権利
- (4) 区費を納入する義務
- (5) 当区の規約や規則、細則及びそれらの決定事項の遵守の義務
- (6) 当区及び当区の諸団体が開催する活動に自発的に参加し協力する義務
- (7) その他、当区の財産に関する権利を除く権利と義務に関すること。

第2章 役員

(役員及び定数)

第7条 当区に次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 副区長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 協議員 17名

2 区長、副区長、会計を区三役という。

3 区三役が協議員の内から委嘱されたときは、協議員を兼務するものとする。

(役員選出)

第8条 役員は、別に定める多賀区役員選挙規則により選出する。

(区の年度)

第9条 当区の年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 区長 1年
 - (2) 副区長 1年
 - (3) 会計 1年
 - (4) 協議員 2年
- 2 前項の役員については再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(三役の職務)

第11条 多賀区三役の職務は次による。

- 2 区長は当区を代表し、業務を統括する。
 - (1) 区長は当区が所有する不動産を売買する場合に、当区の代表として、区長名義での売買契約ができる。
- 3 副区長は区長を補佐し、次の職務を行う。
 - (1) 区長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (2) 事業状況をよく理解し、積極的に補佐を行い、区長に係る負担の軽減に努める。
 - (3) 副区長は、公民館館長を兼務する。
- 4 会計は、適正な会計管理を行うために次の職務を担う。
 - (1) 区費の徴収業務
 - (2) 預金通帳等の更新や名義変更等を行い管理する。
 - (3) 各種使用料等や出納に伴う小口現金の管理
 - (4) 出納と予算執行状況の把握（多賀区諸団体補助金の出納管理を含む。）
 - (5) 会計を受けて会計報告書をまとめ、協議員会及び総代会に出席しその内容を報告する。
 - (6) 次年度の予算案作成に当たってはこれに協力する。

(区役員の職務及び役職就任)

第12条 協議員は、区の運営に参画し区長の諮問に応ずる。

- 2 区三役と協議員は次に定める役職に就任する。

(1) 協議員会長	1名
(2) 協議員副会長	2名
(3) 青少年育成町民会議代議員	1名
(4) 防犯・防災担当	3名(区三役が兼務)
(5) 土木担当	1名(区長が兼務)
(6) 人権問題啓発推進員	4名
(7) 墓地委員	6名
(8) 交通安全推進委員	5名(協議員副会長+3名)
(9) 会計監査	2名(兼務)
- 3 区長は、必要に応じて前項の役職を追加変更（削減を含む）ができる。
- 4 区長は、必要に応じて第2項の定員を追加変更（削減を含む）ができる。

(三役の資格の喪失および解任)

第13条 三役は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、協議委員会の決議により資格の喪失および解任することが出来る。

(1) 多賀区より転出した場合その資格を喪失する。ただし、本人の申し出により転出先においても職務を適正に遂行できると、協議委員会で決議された場合はこの限りでは無い。

(2) この規約その他の規約に違反したとき解任できる。

(3) 多賀区の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき解任できる。

2 上記1号から3号において、資格の喪失および解任された場合、多賀区役員等の報酬および事務手当に関する内規に定める報酬等について、既に支出された報酬について返還は求めないが、それ以降の報酬は支出しない。

3 資格の喪失および解任において、欠員が生じた場合大字多賀区規約第19条に基づきすみやかに補充し、区民に周知しなければならない。

(事前召集)

第14条 次期区長は、自身の任期が始まるまでに当該年度の役員等を招集し、役割分担を決めるものとする。

第3章 水利委員・自警団・公民館・林業組合

(委嘱統括)

第15条 区長は、次の委員及び団体を委嘱、統括する。

(1) 農業組合長が推薦する水利委員3名を委嘱する。

(2) 自警団を統括する。

(3) 公民館を統括する。

(4) 林業組合長を委嘱する。

第4章 協議員及び協議委員会

(協議員の資格要件)

第16条 協議委員会は多賀区の最高議決機関であることを鑑み、協議員は次の要件を具備する者を選出するよう努めるものとする。

(1) 良識を持ち篤実で円満であること。

(2) 原則として選出年度の4月1日現在で、年齢満25歳以上の者であること。

(3) 区の運営を理解して企画立案に参画し、その実行に協力できる者であること。

(協議員の選出)

第17条 協議員は、全17小字から各1名を1月末日までに選出し、区長まで届け出るものとする。

2 任期は、2年として、1年目と2年目の委員が約半数に近くなるように努めることとする。

(正副協議員会長の選出)

第18条 協議委員会を開催し当該協議員の内から正副協議員会長を選出する。

2 正副協議員会長の選出方法は、17小字を、上・中・下の3地区に区割りして、各ブロックより1名の代表を選出し、その3名の中で協議員会長1名、副会長2名を選出する。

3 地区割については、次の通りとする。

(1) 上地区 7小字 車戸町・若宮町・北小路町・仲之町・真如房町・向山上町・向山下町

(2) 中地区 5小路 本町・下之町・桜町・柏葉町・新町

(3) 下地区 5小路 寿町・四津屋町・谷田町・岡山町・柳町

(区役員に事故あるとき)

第19条 区長または副区長の任期中に事故あるときは、協議員会長または副会長のいずれか、またはいずれもが区長または副区長になる。

2 前項の事案により協議員が欠員になった区域は速やかに補充する。

- 3 会計に事故あるとき、区長は協議員会に諮り協議員の中から補充する。
- 4 補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議員の免責)

第20条 区長を務めたものは、区長任期満了から5年間は協議員の職を免じる。

第5章 会議

(会議の種類)

第21条 当区に、次の会議を設ける。

- (1) 協議員会
- (2) 五役会議（区三役と正副協議会長）
- (3) 合同会議（協議員と総代）
- (4) 臨時の協議員会及び臨時の総代会

(協議員会及び議長)

第22条 協議員会は当区の最高議決機関であり、三役及び協議員で構成し、概ね月一回の開催とする。このときの議長には、区長が就任する。

- 2 区長は、臨時の協議員会の開催が必要と認めたときは、協議員定数の半数以上の出席をもって開催することができる。
- 3 区長は、協議員の過半数から会議の目的たる協議事項を示して協議員会の開催要請があったときは、その請求のあった日から10日以内に協議員会を招集しなければならない。このときの議長は、協議員会長が就任する。

(協議員会の議決事項)

第23条 区長は協議員会を開催し、次の事項を附議する。

- (1) 事業計画および事業報告
 - (2) 収支予算および決算
 - (3) 規約及び規則等の改廃事項
 - (4) 次期の区長及び副区長の選出と承認（選出不可能の場合は、多賀区役員選挙規則に基づく）
 - (5) 諸般の報告事項
 - (6) その他重要事項（議決に3分の2を要する案件）
- 2 区長は、年度途中に於いて承認された事業計画及び収支予算に大幅な変更する必要性が生じたときは、協議員会に諮り承認を得なければならない。
 - 3 第1項第1号・第2号・第5号の議決は協議員定数の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。ただし、第1項第3号・第4号・第6号の並びに第2項の議決には、3分の2をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(五役会)

第24条 区長は、協議員会に提出する諸議案の進行を円滑に行うため、五役会を開催することができる。

- 2 五役会は、正副区長、会計、正副協議員会長の6名で構成する。

(議事録)

第25条 区長は、協議員会において議決された重要な決議事項は記録するものとし、開会時において出席協議員より2人以上の議事録署名人を指名する

- 2 議事録署名人は作成された議事録に署名押印する。

第6章 行事への関与

(行事の管理)

第26条 三役は、次の行事及び管理に関与することができる。

- (1) 氏子及び祭礼、祭儀等の行事に関すること。
- (2) 赤坂及び岡山墓地に関すること。

第7章 会計

(会計年度)

第27条 当区の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算)

第28条 次期区長は次年度の事業計画案及び予算案の作成するにあたり、次期副区長及び次期会計と共同で立案することができる。この場合において、次期区長は前任者の三役に助言を求めることができる。

- 2 事業計画案及び予算案は会計年度当初の協議員会で議決承認を得なければならない。
- 3 区長は年度開始後において前項の予算案が議決承認される日までは、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(徴収賦課の種類と賦課の徴収方法)

第29条 当区の運営経費は、区費・事業所字費・その他の賦課によって賄う。

- 2 賦課徴収の種類及びその徴収額は、1世帯または1事業所当たり次のとおりとする。
 - (1) 区費 1,500円/月
 - (2) 事業所字費 毎年協議員会で定める。
 - (3) その他 都度協議員会で定める。
- 3 賦課の徴収額を変更するに至ったときは、協議員会に諮り定める。ただし、事業所字費は事業所字費徴収細則を基に協議員会において定める。

(区費の返還)

第30条 前条第2項第1号に定める区費は、協議員会の議決を得たうえで、必要に応じて還付できる。

(特別字費)

第31条 新たに区民となる者または必要と認める者に対し、財産に関する権利を与えることを目的に、特別字費を徴収することができる。

- 2 前項の特別字費は、多賀区特別基金として積み立てるものとし、過誤納付以外のいかなる場合も返還しない。

(特別字費の額)

第32条 前条第1項に定める特別字費の額及び納付者は次のとおりとする。

- (1) 戸建住居の場合は、60,000円とし世帯主が納める。
- (2) 区民が経営する集合住宅の場合は、1所有者当たり60,000円とし、所有者または管理人が納める。
- (3) 借家の場合は、当区での永住を希望する場合に限り60,000円を世帯主が納める。
- (4) その他特別な場合は、その都度協議員会で定める。

(納付回数)

第33条 前条に定める特別字費は一括納付を基本とし、納付者が分割納入を申し出た場合に限り連続した6回(6年間)に分納できる。

(納付時期)

第34条 当区が定める区費及び第3条に定める特別字費の納付は次による。

- (1) 区費の納付は毎月25日までに納入するものとする。
- (2) 特別字費を一括納入するときは、区会計に遅延なく納入する。
- (3) 特別字費は分割納入が承認された日の属する月から、以後毎月25日までに区会計に納入するものとする。

(特別支出)

第35条 特別支出については、協議委員会の議決を得なければならない。

(特別会計)

第36条 当区は一般会計の他に特別会計をつくることができる。

(財産の取得、処分等)

第37条 区有財産の取得、処分及び特別基金、特別積立金の一般会計への繰り出しについては、協議員定数の3分の2以上の議決を得て行うことができる。

(会計報告)

第38条 会計は、毎月の収支報告書を翌月の末日までに作成し区長に提出しなければならない。

- 2 当該年度の収支報告書は、区民がいつでも閲覧できるように整理しなければならない。
- 3 会計は会計監査の日程を鑑み、新年度の4月10日までに資料作成をしなければならない

第8章 会計監査

(監査員の選出)

第39条 会計監査員は定員2名とし、年度初めの協議委員会で選出され、会計年度月の翌月の15日までに任期とする。

(会計監査)

第40条 会計監査員は当区の収入、支出状況を記載した帳簿及び預金証書、領収証綴りの提出を求め監査を行うものとする。

(監査報告)

第41条 会計監査員は監査の顛末を三役に報告しなければならない。

- 2 会計監査員は、当区の収入支出に改善を求めるときは、適切な対処方法を述べなければならない。

第9章 慶弔見舞

(慶弔見舞)

第42条 当区の慶弔見舞に関する事項は別に定める。

第10章 その他

(規約・規則・細則等の制定)

第43条 当区の運営に必要な規約及び規則・細則等は協議委員会に諮り、協議員定数の3分の2以上の同意により、別に定めることができる。

- 2 区長は、新たに第1項の規約等を定めたときは各小字総代に報告しなければならない。

(定め無きことへの対応)

第44条 区長はこの規則に定めるもののほか、必要な事項について協議委員会に諮り、協議員定数の3分の2以上の同意により定めるものとする。

(改廃)

第45条 区長はこの規則を改正もしくは廃止しようとするときは、協議員会において協議員定数の3分の2以上の同意を得て行うことができる。

付 則

この規約は、昭和40年4月1日より施行する。

この規約は、昭和59年10月1日一部改正

この規約は、平成2年1月27日一部改正

この規約は、平成14年11月14日一部改正

この規約は、平成16年2月14日一部改正

この規約は、平成17年12月1日一部改正

この規約は、平成22年3月5日一部改正

この規約は、平成22年5月20日一部改正

この規約は、平成25年4月1日一部改正

この規約は、平成26年4月1日一部改正

この規約は、平成30年3月8日一部改正

この規約は、平成31年4月1日一部改正

この規約は、令和2年12月11日一部改正

この規約は、令和4年4月1日一部改正

この規約は、令和6年9月15日一部改正